

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律要綱

(※ 傍線の部分はこの政令により施行期日を定める部分)

第一 特定事業者の追加

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者を規制対象の事業者（以下「特定事業者」という。）に加えることとする。

(第二条関係)

第二 取引時の確認事項の追加等

一 特定事業者（司法書士等を除く。）は、顧客等との間で、一定の取引（二の取引を除く。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項のほか、次に掲げる事項の確認を行わなければならないこととする。

(一) 取引を行う目的

(二) 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内

容

(三) 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者がある場合にあつては、その者の本人特定事項

(第四条第一項関係)

二 特定事業者は、顧客等との間で、次に掲げる取引を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項及び一(一)から(三)までに掲げる事項並びに当該取引が一定額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況(司法書士等にあつては、本人特定事項)の確認を行わなければならないこととする。この場合において、(一)又は(二)に掲げる取引に際して行う本人特定事項の確認は、(一)に規定する関連取引時確認を行った際に採った方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うものとする。

(一) その相手方が、関連する他の取引の際に行われた一又は二の確認(以下「関連取引時確認」という。)に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引

(二) 関連取引時確認が行われた際に、当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

(三) 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等

(第四条第二項関係)

三 特定事業者は、確認した本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととする。

(第十条関係)

第三 罰則の強化

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則を強化することとする。

(第二十六条から第二十八条まで関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、第三については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとする。

(附則第一条関係)

二 第二に係る経過措置を設けることとする。

(附則第二条関係)